

2026年6月12日

お客さま向け注意喚起の実施について
～不審な案内による被害の防止に向けて～

生命保険協会（会長：高田幸徳 住友生命保険社長、以下「当会」）は、生命保険募集人による不適切な金銭の取扱い等の事案が発生していることを重く受け止め、お客さまの被害防止に向けた注意喚起を行うため、チラシ・ポスターの作成およびWeb 広告の配信を実施します。



【不適切な金銭の取扱い等に係るお客さまへの注意喚起に資する取組みページ】

https://www.seiho.or.jp/data/billboard/alert_initiative/

主な注意喚起の内容は、以下のとおり「生命保険募集人はこんなご案内はしません」という具体例についてお知らせするものです。

- ・「私だけが案内できる」「あなただけ特別に」など、“特別な利回り等を謳う案内”
- ・保険会社名義以外の“私用口座への振込の案内”
- ・保険料等について、“一方的に現金での支払いを指定する案内”

不審に感じる案内を受けた場合には、ご加入またはご検討中の生命保険会社の相談窓口、または生命保険協会「生命保険相談所」までご連絡ください。

【生命保険会社（会員会社）相談窓口一覧】

- ・ <https://www.seiho.or.jp/member/list/>

【生命保険協会「生命保険相談所（生命保険相談室：東京）」】

- ・ 受付時間：9:00～17:00（土・日曜、祝日および12/29～1/3を除く）
- ・ お電話でのご相談：03-3286-2648
- ・ ご相談フォーム：<https://www.seiho.or.jp/contact/about/notice/>

当会では、2023年2月に「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」を取りまとめ、会員各社における態勢整備を後押ししてきました。また、会員各社の取組状況のフォローアップ等を踏まえ、2026年4月には同「着眼点」を更新・公表するとともに、会員各社において、自社の態勢等を点検し、代表者のリーダーシップのもとで不断に取り組むことを申し合わせています。

当会は、今後も会員各社と連携し、お客さまに安心して生命保険をご利用いただけるよう、コンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化および適切な情報提供に取り組んでいきます。

以 上